

# 災害お見舞い ありがとうございました

12月15日～1月15日受付分 227,680円

義援金総額 58,765,499円(1月15日現在)

心温まるお見舞いに  
心から感謝いたします。

7月豪雨災害に対する義援金  
総額 5,876万5,499円

〔平成19年1月15日現在〕

昨年7月下旬に降った記録的な豪雨は、町内全域に甚大な被害をもたらしました。町では町内各地に避難所を設けるとともに、消防、役場、警察、自衛隊、消防団員、地域の方々、取り残された方の救助を開始し、行方不明者1名を除き残存者全員救出できたことは不幸中の幸いでした。

いただきました義援金や救済物資は、さっそく被災された方々(全壊214世帯、半壊344世帯、床上浸水85世帯、店舗等)に9月と12月の2回にわたって配布いたしました。今後におきましても被災者の支援に役立たせていただきます。

今回の豪雨災害に対し町で受け付けた義援金の合計額は1月15日現在、5,876万5,499円で、900件以上の個人や団体・企業などからいただきました。

これらの義援金や救済物資、ボランティア活動は、被災直後の沈みがちな町民の方々の気持ちに奮い立たせ、「復興への希望」へつながりました。

心温まるお見舞いをいただき誠にありがとうございました。

濱崎照平、鹿児島労働局チャリティースポーツボール大会事務局、今村邦明、冬期合宿男子バレー参加高一同、チャリティライブコンサート実行委員会代表本田洋昭、匿名1件

**義援金** (受付順)



## Information

### くらしの情報

#### 年金

##### ◆国民年金保険料の強制徴収について

社会保険事務所では、国民年金保険料を納めていない方に対して納付書や督促状を送付しています。また、戸別訪問や電話で保険料の納付を促すなど、さまざまな納付勧奨を行っていますが、未納のまま放置する方も少なくありません。

そこで県内の社会保険事務所では、一定の所得と資産がありながら国民年金保険料を滞納しており、度重なる納付勧奨によっても保険料を納める意志がない場合、財産などを差し押さえる「強制徴収」を実施しています。この場合、滞納者本人はもちろんのこと、連帯納付義務者である配偶者及び世帯主に対しても強制徴収が実施されます。

なお、収入が少なく納めることが困難な場合は、保険料免除制度・若年者納付猶予制度があります。

また、学生には学生納付特例制度があります。

##### ◆川内社会保険事務所における年金相談について

川内社会保険事務所では、次の日程で年金相談窓口の時間延長・休日開庁を実施します。ぜひ、この機会にご自身の年金についてご相談ください。(開庁日・時間は各事務所でも異なりますのでご注意ください。)

○2月10日(土)

午前9時30分～午後4時

○2月13日(火)・26日(月)

午前8時30分～午後7時

※その他の平日は午前8時30分～午後5時15分までの受付です。

○問い合わせ先

川内社会保険事務所

☎22-5276

##### ◆鹿児島年金相談センターの廃止について

平成5年7月1日開設し、生活設計の柱とも言える年金給付の相談業務を行ってきた鹿児島年金相談センター(鹿児島市アイムビル8階)は、平成19年2月28日で廃止されます。